Ⅲ　地域で支えあい、ふれあえる環境をつくる

1　地域福祉の充実

(1) 地域福祉の充実

【現状と課題】

社会福祉法では「地域福祉の推進」が謳われ、その具体的方策として市町村地域福祉計画の策定が規定されており、本市では平成１９年３月に「美馬市地域福祉計画」を策定しました。

福祉サービスを実施する市や住民、ボランティア団体、ＮＰＯ※、事業者などの行う縦割り福祉から利用者中心の横割り福祉に転換することにより地域の活力を取り戻し、自助・共助・公助による社会づくりが必要となっています。

小地域ネットワークや自主防災組織の活動では、地域のリーダーの育成や自治会、民生委員など関係機関の連携・協力が不可欠であり、協議機関の設置が望まれています。

また、地域の交流活動ではその拠点となる場所の確保のため、市の遊休施設や民間施設の有効利用を考える必要があります。

【施策の基本】

すべての市民が住み慣れた地域において安心して暮らせるよう、公的な福祉サービスと住民相互で支え合う地域福祉体制の融合するまちづくりを進めます。

【施策の内容】

1．地域福祉活動の推進

●行政と市民との協働体制の確立を推進し、地域福祉計画に基づいた施策を実施します。

●ネットワークやワークショップに参加が困難で、意思伝達や判断能力が低下した認知症や障がい者へのサポート体制を確立します。

●中・高校生の意見を地域福祉のまちづくりに反映するため、高齢者との交流会の開催などを企画します。

●児童・高齢者の虐待や災害時避難支援など危機介入が必要なケースには、迅速に対応するため専門職で構成する専門部会の設置を検討します。

※ＮＰＯ:Non Profit Organization（利益を配分しない組織）の略で、通常、民間非営利組織と呼ばれている。特定非営利活動促進法に基づく法人格を持った団体は「ＮＰＯ法人（特定非営利活動法人）」と呼ばれる。

2　高齢者福祉の充実

(1) 高齢者福祉の充実

【現状と課題】

平成２２年３月末現在における本市の６５歳以上の高齢者は１０，１４９人で総人口の３０．７％を占め、平成１７年と比較すると、１．６％上昇しており、高齢化が進行しています。

また、高齢者のひとり暮らし世帯や夫婦のみの世帯も増加しています。

高齢者の増加に伴い、寝たきりや認知症などで恒常的に介護を必要とする人も増えてきており、高齢者介護・福祉は引き続き社会全体の大きな課題となっています。

高齢者が長年生活してきた地域で暮らし続けることができるよう、介護や介護予防の相談体制、高齢者を地域で支える体制を整備するとともに、高齢者が生涯を通じて健やかで自立した生活を送り、豊富な知識・経験、技能等を生かし、いきいきと活躍できる生涯現役社会づくりを進めることが必要です。

【施策の基本】

高齢者が住み慣れた地域でいきいきと、安心して暮らしていくことができるまちづくりを進めます。

【施策の内容】

1．高齢者の生活支援

●高齢者が住み慣れた住まいで安心して生活できるように、手すりの設置や段差の解消など高齢者が住みやすい住まいづくりなど、各種の生活支援サービスを推進します。

2．生きがいづくり

●学習やスポーツ活動の充実、就労支援など、地域の高齢者が生きがいを持って生活できるような機会の提供や場所づくりを進めます。

3．介護サービスの充実

●高齢者の自立支援に向けた介護サービスの充実を図り、保健・医療・事業者との連携により適切な介護サービスを展開するなど、住み慣れた地域での生活を支援します。

4．就業機会の確保

●働く意欲をもつ高齢者に対し、豊富な経験や培ってきた知識や能力等に応じた就労の機会を提供するため、シルバー人材センターの活動の充実を図ります。

5．世代間交流の促進と介護予防

●既存の高齢者施設や休校中の学校を活用し、健康増進機器の設置や地域の食文化を次世代へ伝えるための機能を備えるなど、施設の改修を行い、高齢者と地域住民の交流促進を図ります。

老人クラブ連合会体育大会

休校施設を活用した多世代交流センター（渕名ふれあいの里）

(2) 施設福祉サービスの拡充

【現状と課題】

平成２２年３月末現在における本市の介護保険施設サービス利用者は、４６１人（特別擁護老人ホーム １３８人、介護老人保健施設 ２６３人、介護療養型医療施設 ６０人）、養護老人ホーム利用者は ７１人となっています。

今後も高齢化の進行により、施設利用希望者の増加が予想されます。

施設整備は広域的な観点から推進することが求められるため、広域での連携を図りながら施設利用ができるよう配慮する必要があります。

【施策の基本】

様々なニーズに応えられる施設福祉サービス体制の整備を図り、市全体として均一化されたサービスの質の確保を図ります。

【施策の内容】

1．施設福祉の充実

●徳島県介護保険事業支援計画に沿い、利用者の希望に基づいた施設利用ができるよう配慮します。

●養護老人ホームなどについて、広域での連携を図りながら施設の利用ができるよう努めます。

(3) 在宅福祉サービスの拡充

【現状と課題】

高齢者が住み慣れた地域や環境の中で、可能なかぎり自立した生活を送るためには、日常生活の中で個々の生活ニーズに応じた医療や介護その他のサービスが提供できるシステムを整備する必要があります。

また、在宅重視の観点からケアハウス・生活支援ハウスなどの在宅サービスについても圏域内全体で捉え、サービス事業者の参入については必要事業量を勘案し、広域的に取り組む必要があります。

【施策の基本】

高齢者が在宅で自立した生活を送ることを応援するため、地域でのネットワーク（助けあいの網）や見守りシステムによる行政サービスの整備を進めます。

【施策の内容】

1．小地域ネットワーク活動の推進

●自治会などの小地域を単位としたネットワーク（助けあいの網）を構築し、近隣や地域の人々による対象者の在宅生活の見守り活動や援助活動を進めます。

2．地域住民との交流の推進

●各地域で「いきいきサロン」の開催を広め、地域住民の積極的参加を進めます。

3．高齢者生活支援の推進

●ひとり暮らし高齢者が安心して暮らせるよう、光ファイバー網を利用した見守りシステムによるサービスや配食サービスの拡充に努めます。

4．認知症対策の推進

●認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家庭を支え、だれもが暮らしやすい地域をつくっていくため、広報・啓発に努めます。

●認知症になっても、地域で尊厳をもって安心して暮らせる地域密着型サービスの整備に努めます。

3　障がい者（児）福祉の充実

(1) 障がい者（児）の福祉の充実

【現状と課題】

近年の核家族化などの家族形態の変化と介護者の高齢化などにより、障がいをもつ人への介護力の低下がみられます。

また、障がい者（児）を取り巻く法制度は平成１８年度に障害者自立支援法が施行され、現在同法の一部改正などを行いながら事業を実施していますが、平成２１年１２月に内閣総理大臣を本部長に障がい者制度改革推進本部が構成され、障害者自立支援法は廃止し遅くとも平成２５年８月までに障がい者総合福祉法（仮称）の施行を目指すとされています。

それまでの間、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた支援体系の整備等を内容とする制度の構築が障がい者（児）福祉を取り巻く大きな課題となっています。

【施策の基本】

障がい者（児）が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、サービスの充実や安心して生活できる環境づくりを進めます。

【施策の内容】

１．障がい者（児）の自立支援

●障がい者（児）の社会参加や自立支援、自立促進のための総合的施策を計画的に推進します。

２．地域生活支援の推進

●障がい者（児）へのコミュニケーション支援、日常生活用具の給付、日中一時支援・生活サポート事業など地域生活支援事業による支援を行います。

３．手帳を所持しない障がい者（児）支援

●発達障がい、高次脳機能障がい、難病等を有する人達が、必要な支援を受けられるよう関係各所に働きかけを行います。

４．美馬市・つるぎ町自立支援協議会

●美馬市・つるぎ町自立支援協議会を核として、中立かつ公平な相談支援事業の運営評価や実施地域における関係機関の連携強化を推進し、地域格差のない公共福祉の増進を図ります。

4　児童・母子（父子）福祉の充実

(1) 児童福祉の充実

【現状と課題】

近年の長期的な経済の低迷や産業構造の変化により、仕事と生活の間で問題を抱える人が多く見られます。これらの問題が、働く人々の将来への不安や、豊かさが実感できないなどの大きな要因となり、ひいては社会活力の低下や少子化・人口減少にまでつながっていることから、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現が求められています。

このような状況を踏まえ、本市では、平成１７年度に「美馬市次世代育成支援行動計画」を策定しましたが、この計画期間が平成２１年度で終了したため、平成２２年度から平成２６年度までを計画期間とした、新たな「美馬市次世代育成支援後期行動計画」を策定しました。

この後期行動計画を推進するとともに、保護者の子育てに対する不安や孤独感、子育てと仕事の両立の負担感などを軽減し、子育てに夢や希望が持てるよう、地域、行政、企業等の社会全体で子育て家庭の支援に取り組む必要があります。

【施策の基本】

本市の将来を担う子どもたちが、健やかで元気に成長できるよう、美馬市次世代育成支援後期行動計画に基づき、家庭や地域、学校において、子どもにやさしく、子育てにもやさしい環境づくりを目指します。

子育てサロン

【施策の内容】

1．美馬市次世代育成支援後期行動計画の推進

●すべての子育て家庭への支援のため、地域において、子育てに対する不安や負担を軽減し、安心して子育てができるきめ細かな子育て支援サービスの充実を図ります。

●要保護児童やひとり親家庭等の支援に努めます。

●母と子の健康の確保のため、乳児家庭訪問指導や乳幼児健康診査、保健指導等の事業の充実を図ります。

●生活リズムや正しい食習慣の確立に向けて、乳幼児期からの食育の普及・推進を図ります。

●児童ふれあい交流促進事業では、中学生と乳児とのふれあいを通じて、生命の尊さや母性や父性の育成を図ります。

2．子育て支援サービスの充実

●子育てと仕事の両立支援のため、ファミリーサポートセンターや放課後児童クラブなど、各種子育て支援サービスの充実を図ります。

ファミリーサポートセンター事業

(2) 保育事業の充実

【現状と課題】

現在、子育て家庭には、核家族化の進行、出生率の低下、女性の社会進出によって子育てと仕事の両立の難しさ、育児の心理的・肉体的負担の重さなど様々な課題があります。

このような課題への対応として、市内の保育所では、０歳児保育や一時預かりなど育児負担の軽減に向けた子育て支援に取り組んできました。

しかしながら、子育て家庭の形態の変化、保護者の就労の変化による、家庭の子育て機能の低下は、孤立した子育てや子どもの虐待などの問題へとつながっています。

今後、子育てしやすい環境を整備し、子育て家庭に対する相談、子育てサークルの育成、子どもと他世代との交流を行う施設整備など、一層の子育て支援施策の推進を図る必要があります。

【施策の基本】

保護者のニーズに対応した保育サービスや子育て支援サービスを、地域に根ざした形で推進します。

【施策の内容】

1．保育事業の充実

●子どもの最善の利益を守り、子どもたちを心身共に健やかに育てるため、保育の質の向上に努め、全職員の連携、協力、保護者支援、専門的職員の確保により、保育の実施体制の充実を計画的に図っていきます。

●児童虐待を未然に防ぐため、相談体制の一層の充実、強化に努めます。

2．保育所事業の拡充

●子育て家庭の形態の変化、保護者の就労形態の変化に対応するため、延長保育や低年齢保育の充実を図ります。

●認定子ども園の整備などにより、就学前の子どもに教育・保育を提供する機能と地域における子育て支援機能などを構築していきます。

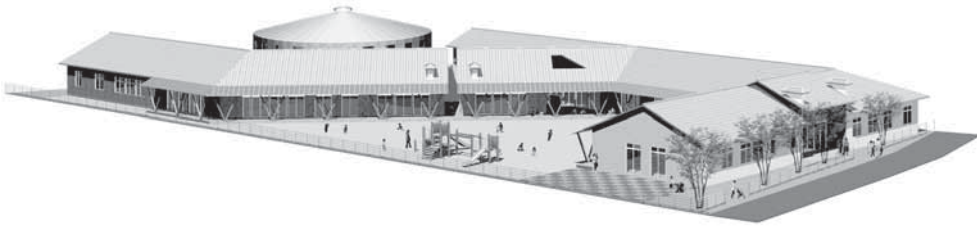

江原認定子ども園予定図

(3) 母子（父子）福祉の充実

【現状と課題】

年々増加しているひとり親家庭では、社会的・経済的な制約のなかで生計を維持することと、子どもを健全に育てることを両立させていかなければなりません。生活の安定と自立の促進を図るためには、経済的な負担を軽減するとともに、精神的な面での支援が必要とされています。

また、同居期間の短い離婚や若年層の未婚での出産が増えていることにより、低年齢の子どもを養育しているひとり親家庭が増加していることが直面する問題となっています。

このようなことから、ひとり親家庭の経済的自立・安定に向けた支援施策の取り組みの充実が必要となっています。

【施策の基本】

次代を担う子どもたちが健やかに育つよう、ひとり親家庭への支援を強化し、仕事と家庭の両立を支える仕組みづくりや相談体制の充実を図ります。

【施策の内容】

1．経済的自立と生活の安定への支援

●一人親家庭の安定的な就労の促進や、母子自立支援施設への入所措置などにより経済的自立への支援を図ります。

●ひとり親家庭の保育所や公営住宅への入所、入居などにより生活の安定を図るとともに、自立支援員による支援や相談体制を整備します。

2．ＤＶや子育て不安への対応

●関係機関と連携を図り、ＤＶの防止に努めるとともに、母子（父子）の心身両面の健康を見守り、支援を行います。